

イニシアティブからみる欧州安全保障—作戦構想に関する英仏独の一致と齟齬

田中 亮佑 地域研究部米欧ロシア研究室

第 102 号 2019 年 8 月 8 日

NIDS コメンタリー

はじめに

近年、欧州連合(EU)はやはり主権国家の集合体だという純然たる事実を再認識することが多い。2016年6月の英国民投票から続く英国のEU離脱(ブレグジット)交渉は、2019年7月に新たに首相として選出されたボリス・ジョンソン(Boris Johnson)の下でも先行きは不透明である。また、2019年6~7月のEU首脳人事交渉でも、欧州委員会委員長と欧州中央銀行総裁にはそれぞれドイツのフォンデアライエン(Ursula von der Leyen)と、フランスのラガルド(Christine Lagarde)が選出されたことから、仏独の妥協が見いだせる。

こうした事実からは、超国家的な統合を目指すEUの中での、主要各国の欧州におけるリーダーシップをめぐる競争や利害の対立という側面が見えてくる。とりわけ、国家主権の意識が強く、政府間主義が色濃い安全保障分野において、その様相は顕著である。

1990年代末以降、EUは共通安全保障防衛政策(CSDP)を推進してきた¹。しかし、その経緯を見れば欧州安全保障の協力は、英仏独が、米国を含む北大西洋条約機構(NATO)や二国間協力の枠組みも鑑みて、三カ国でそれぞれの方針を調整し、譲歩し合った結果維持されていることが分ると、欧州安全保障専門家のルイス・シモン(Luis Simon)は説明する²。彼も指摘しているが、一般的に英仏独にはそれぞれ以下のような安全保障における特徴がみられる。①英国は米国との関係を最重要としつつ欧州との関係も考慮し、米欧関係を調整する。②フランスは欧州としての自律(autonomy)を目指す。③ドイツは武力行使に消極的で、危機管理の際には軍民協力を重要視す

る。つまり、欧州安全保障を読み解く際には、これらの特徴を踏まえた上で、三カ国がどのように譲歩しているかを考慮して分析することが必要となる。

本稿は、この議論に基づきつつ、近年注目されているEUと英仏独各国主導の欧州安全保障に関するイニシアティブの関係性を、NATOの観点も含めて紐解く。つまり、一方ではEUのイニシアティブが進展しており、他方では英仏独がEU外でイニシアティブを進展させている状況を整理し、欧州安全保障の今後を議論する際の視座を提供することを主たる目的とする。

なお、EUと英仏独のイニシアティブの全てに共通する分野は作戦構想のみであり、さらにそこに各国の姿勢の齟齬が目立つため、本稿では主に作戦構想に関するイニシアティブに焦点を当てる。

欧州安全保障環境の変容

各イニシアティブの検討に入る前に、近年の欧州情勢の変容の契機について触れておきたい。ポイントとしては、2010年代の米国のリバランス、2014年以降のロシアの姿勢、2016年以降の英国のEU離脱方針と2017年の米国のトランプ(Donald Trump)政権の誕生で再興した欧州の自律の議論である。

まず、オバマ(Barack Obama)政権期に明示された米国のアジア太平洋へのリバランスにより、米国の欧州とその周辺への関与が減退する中で、欧州は自力で当該地域に対処する必要性に迫られた³。同時期の2011年以降、アラブの春に対処する必要が出てきたことも大きい。例えば、リビア介入では、英仏とその他欧州諸国の安全保障に対する積極的・消極的姿勢の相違が明らかとなり、また米国は欧州の深刻な能力不足を指摘した⁴。これ以降、米国に対する欧州の

責任と能力に関する負担分担 (burden-sharing) が以前にも増して議論されるようになった。

次に、2014 年のロシアによるクリミア併合は、欧州に対して負担分担のみならず、集団防衛の必要を再認識させる事態となった。これを受け、その年の NATO ウェールズサミットでは、集団防衛の危機に際して即応する「高度即応統合任務部隊 (VJTF)」の設立の他、2024 年までに各加盟国が国防費を GDP 比で 2%にする従来の目標の達成などが定められ、以降欧州の国防費は上昇傾向にある⁵。

そして、この負担分担の議論と集団防衛の再興は、2016 年の英国民投票の結果と、2017 年の米国トランプ政権の誕生により、米欧関係における欧州の自律の議論へと結実する。英国民投票の直後、EU は 13 年ぶりに戦略文書である『EU グローバル戦略 (EUGS)』を発表し、その中で欧州の自律を明記した⁶。もっとも、自律の議論も新しいものではなく、その定義も様々であるが、EUGS の草稿作成に関わったイタリア国際問題研究所 (IAI) のトッチ (Nathalie Tocci) は「EU が自ら決定を下す能力、及びその決定に基づき行動する手段を持つこと⁷」と説明している。これを「米国からの」自律と強調するか否かは国・指導者・論者により分かれるが、欧州の対米依存を減退させるという意味合いがあることは間違いなく、米国からも欧州の自律には懸念が抱かれてきた。

ただ、米国との関係を最重要とし、EU の防衛統合に対する忌避から CSDP の進展を妨げていた英国が EU 離脱の方針をとったことで CSDP が進展する機運が高まった。そして、一時は NATO を時代遅れと形容し、脱退にまで言及したと言われる米国大統領の登場により、欧州は真剣に自律を考える必要に迫られた。換言すれば、欧州ではその防衛力を強化する必要と、自律を強化し得る趨勢が高まっている。

このような、従来とは明らかに異なる状況を受けて、EU では加盟国間で国防費の効率的な利用を進めるための欧州防衛基金 (EDF) が創設され、さらに常設軍事協力枠組み (PESCO) が、デンマークとマルタを除く 25 カ国間で合意に達した。PESCO は、EDF の予算を受けながら 3 分野 (能力向上、作戦、訓練・演習) に渡り 17 個のプロジェクトを進行させ、加盟国間での安全保障政策の調整や効率化を図るものである。

これは、2009 年リスボン条約で言及されていたものの英国の拒否権により進展していなかったが、英国の EU 離脱の方針を受けて実現に至った。

PESCO では、このうち、能力向上構想においては、欧州各国のアセットと防衛産業の強化に繋がるという理由から、各国の齟齬が少ない。現に、PESCO は初期段階ということもあり EU が設定した能力向上の目標をカバーしきれてはいないものの、経済合理性と相互運用性の向上に繋がるプラットフォームの提供という意味では適切な方針であるとの評価もある⁸。他方で、作戦構想では、危機対応作戦中核 (CROC) という、EU の部隊で危機管理にあたるプロジェクトもあるが、参加国の方針の違いから方向性が定まっていない⁹。

EU 外で重複するイニシアティブ

欧州安全保障に関する作戦構想のイニシアティブは EU のものだけではなく、英仏独が個別に主導するものもあり、このようなイニシアティブには、各国の思惑が反映されている。ここでは NATO との連携で先陣を切ったドイツ主導の枠組みを最初に紹介し、次いで、同時期に創設の合意に至った英国主導の枠組みと、近年注目されているフランス主導の枠組みを概観する。

(1) 【独主導】 Framework Nations Concept (FNC: 枠組み国家概念)¹⁰

FNC は 2013 年にドイツが提唱し、翌 2014 年に NATO ウェールズサミットにて採択された枠組みである。従来、安全保障分野において消極的であったドイツが、積極的姿勢を顕著にしたことは注目に値する。

この背景には、米欧間の能力差を是正し負担分担の問題に真摯に対応する必要性が欧州内で共有されつつあったという事情がある。それに加え、ドイツが安全保障に積極的に関与する姿勢を強調するための外交的な意味合いもある¹¹。そのためにも、従来 EU の文民ミッションに傾倒していたドイツが、FNC を集団防衛のための NATO のイニシアティブとして提唱したものと考えられる¹²。

このような背景から、当初 FNC は NATO の能力向上を主目的としていた。NATO も同盟・欧州各国としての能力向上を調整し促進する防衛計画プロセス

(NDPP)を打ち出してはいた。FNC は、この NDPP の過程において指摘された能力向上の問題を解決していくものとして想定されている¹³。また、FNC では長期的なスパンでの能力向上が規定されているが、その中でも特徴的なものが、NATO の中の枠組み国家を中心としてクラスターを形成し、そこに中小規模国家のアセットを導入するというものである。これにより、双方に不足する欠点を補い、能力向上の効率化を図ることを目的としている¹⁴。

そして、2014 年以降は第二の柱として、ドイツ軍を中心とした多国籍部隊の運用が FNC に加わった。2014 年以降、ロシアの欧州正面での脅威が顕在化して以降、NATO 東方における抑止体制が議論的になっていることは論を俟たない。それ以降、抑止体制は、上記の VJTF や 2016 年の NATO ワルシャワサミットで制定された、バルト三国とポーランドに米英独加を中心とした部隊をローテーション配備する「強化された前方展開(EFP)」などを通じて拡充されてきた。こうした NATO の体制に即するように FNC はドイツ軍を中心とした混成部隊を創設し、NATO の VJTF 等を後続として支援する部隊(follow-on forces)とすることも目的とする¹⁵。この点は第一の柱である能力向上と関係しており、NATO の NDPP と抑止体制双方への即時的な貢献も目的とされている。そのため、参加国もドイツ周辺の諸国や北欧のみならず中欧の国家までを含めた 21 カ国と幅広い(各イニシアティブの参加国に関しては文末脚注を参照)¹⁶。

(2) 【英主導】 Joint Expeditionary Force

(JEF: 統合遠征部隊)¹⁷

英国は JEF という枠組みを率いている。JEF の嚆矢は 1990 年代に計画された危機管理のための即応部隊であったが、2000 年代のアフガニスタンとイラクのため、その余力がなく計画が頓挫していた。この計画を発展させたものが、2014 年の NATO ウェールズサミットにて創設の合意に至った JEF である。

2010 年の英国の『戦略防衛安全保障見直し』では、英国の国際的影響力の維持という目標のために、英

軍の強靱性と能力の再建を図る必要があり、また将来の武力行使はより選択的であるべきで、その一環として即応部隊設立の必要性が示されていた¹⁸。そして 2012 年、初めて JEF 創設の議論が英国内で提示され、その後ウェールズサミットでの創設に繋がった。

JEF は英国の指導性の下に即応体制を築くという意味合いが強い。80-90%の兵力は英国の拠出であり英軍単体としても運用可能だが、英国と参加国である北欧を中心とした 10 カ国との共同運用も想定されている¹⁹。英国とこれらの国家はもともとイラク、アフガニスタン、リビアでの協力経験があり、それらを通じて構築された関係が JEF にも寄与している。それゆえに、当初の JEF は中東などの欧州周辺での活動が目的であった。しかし、2014 年のロシアのクリミア併合以降、その主目的は欧州防衛となっている²⁰。

また、JEF を通じて英国が他国と協調する理由には、英国と東欧・北欧諸国(バルト三国を含む)それぞれの利益が合致したという背景もある。例えば、JEF が議題に上がった 2012 年の英国では、緊縮財政の中で国防費を大幅削減しつつ、能力を如何に維持するかが課題であった。そこで、英国は能力の低下を JEF での協力で補いつつ、協力を通じて英国の指導性を高めることを目的とした。また、2015 年の『国家安全保障戦略・戦略防衛安全保障見直し』では、国防費減額の趨勢を止めることも述べられており、再び安全保障政策に注力する姿勢が明確となった²¹。こうした英国の安全保障上の再起も鑑みて、参加国は英国の領域防衛への関与を期待していると思われる²²。

こうした JEF の部隊は、NATO が集団防衛条項である第五条を発動するまでの繋ぎ役という位置づけでもあり、NATO 内における負担分担の一助となり得る²³。他方で、国際連合や EU、有志連合などとも協力可能なものとされており、柔軟な運用が想定されている。また、JEF は新規に長期的な能力向上を目指すのではなく、短期的に既存の兵力を組み合わせる部隊を創設するものであり、既に 2018 年 7 月の時点で参加国間での完全作戦能力の取得に達している²⁴。

(3) 【仏主導】 European Intervention Initiative (EII/EI2: 欧州介入イニシアティブ)

フランスが主導する EI2 は、基本的に危機管理に関するものであり、対ロ抑止と領域防衛を主目的とする英独のイニシアティブとは幾分か文脈を異にする。また、EI2 が最初に打ち出されたのは 2017 年であり、これは英国の EU 離脱方針や PESCO での亀裂を受けて発足したものである。

EI2 は、欧州安全保障のために必要な時に必要な場所へ介入する体制を整備する枠組みであり、究極的な目的は、欧州の戦略文化²⁵を養い戦略的自律を追求することである。そのために、EI2 は①戦略見直しとインテリジェンス共有、②シナリオの策定・計画、③作戦支援、④ドクトリン・教訓の活用の四分野において協力を進展させる²⁶。また、EI2 は介入のための新しい能力向上や即応部隊の創設を意味するのではなく、危機が起きた際に、柔軟に対応して EU、NATO、国際連合などを支援するための枠組みである。

EI2 の特徴としては、参加対象国を「能力と意思のある国 (able and willing states)²⁷」としていることであり、現在 10 カ国で構成されている²⁸。この文言からは、フランスの EU に対する不満を読み取れ、それが EI2 創設の一因であるとも言える。そもそも、フランスは主に自らが遂行する北アフリカでの危機管理に対する EU の少ない支援や、一般的に遅すぎる EU の意思決定過程に批判的であった²⁹。このような不満は、当初 EU の安全保障政策の進展と期待されていた PESCO に関しても見られ、特に仏独の軋轢は深刻なものである。なぜなら、ドイツは PESCO への参加基準を高くせずより包括的に EU 各国が参加出来る枠組みを目指す一方で、フランスは効率性を優先するため参加基準をより厳しく設定し、意思と能力を持ち合わせる国々のみでの枠組みを主張したからである³⁰。これらのフランスのフラストレーションが EI2 設立の要因であったと言えよう。こうした理由から EI2 は EU の枠組みの外に置かれている。

イニシアティブからみる欧州安全保障

このように、ブレグジット後をめぐる各国が様々なイ

ニシアティブを発揮する中、今後の欧州安全保障はどのようなであろうか。現状の課題としては、各国の方針と各イニシアティブが機能不全に陥らないように、NATO や EU の観点を含めて、どのように調整し得るのかということだろう。

その際、第一のポイントとしては、やはり独仏関係である。確かに、英国民投票後、独仏協調によって EU の安全保障政策は進展したかに思われた。しかし経時的に PESCO をめぐる独仏の齟齬は顕著になり、それは積年の根本的な戦略レベルの亀裂の一端に過ぎないと表現した方が適切である。

EI2 を巡っても、ドイツは PESCO に組み入れようとしたがフランスが拒否し、結局ドイツが妥協して EI2 に参加した形となっている³¹。これは、ドイツがまたしても欧州安全保障のイニシアティブを否定することで信用を失うことを避けるためでもあり、より好意的にとらえれば EI2 の目的である欧州としての戦略文化の養成に貢献するためという解釈もある³²。しかし、柔軟な行動を確保するために拘束力が低いとされる EI2 でドイツがフランスに対して影響力を行使出来る可能性には疑義が残るし、他方ドイツは EI2 をフランスが影響力を行使するためのツールだとしか認識していない³³。また、そもそもドイツとは異なる方向性を目指したフランスの EI2 が、最終的にドイツを参加国として受け入れたことで、結局 EI2 が実効性のある枠組みとなるかも定かではない³⁴。上記のような亀裂は深刻であり、今後も独仏間の方向性が収束するとは考え難い。

また、独仏は個別にも問題を抱えている。ドイツは近年、確かに安全保障、特に集団防衛に関して積極的姿勢を見せてはいるが、ドイツの戦略文化とも言える議会と国民からの武力行使に関する厳しい制約や、近年の著しい能力の低下などを鑑みて、その指導性には依然として他の欧州諸国から疑念を持たれている³⁵。フランスも、EU の安全保障をリードする姿勢を堅持してはいるが、その戦略文化から地中海・北アフリカ地域への関心が非常に高く、東欧・北欧の防衛への関与に懸念が抱かれている³⁶。EI2 の活動が想定され得る主要対象地域が北アフリカであることがその証左であろう。こうした独仏の姿勢は、ロシアによる脅

威に直面している東欧・北欧諸国が独仏に抱く信頼性を低下させている。

そして、第二のポイントとしては、英国の位置づけである。EU から離脱する見込みの英国は PESCO には参加していないため、制度面では英国が EU の CSDP や PESCO の進展を妨げることは出来なくなる。しかし、現在のところ、英国のパワーは依然として欧州安全保障に不可欠であるため、英国を巻き込みたい欧州各国と、英国を巻き込めない EU の PESCO の間に亀裂が生じるのは避けられない。

例えば、集団防衛に対する独仏の関与を信頼しきれない東欧・北欧諸国からすれば、欧州においては英国が信頼できるパートナーである。それゆえに、東欧・北欧諸国にとって、EU に対して類似している価値観を持ち、安全保障でも長年協力してきた英国の EU 離脱方針は政治的にも精神的にも大きな衝撃であった。もちろん、集団防衛は NATO が一義的なアクターであり、大半の JEF 参加国に大きな影響はないが、それらの国を英国と繋ぐ JEF の重要性が相対的に高まっている。NATO 非加盟国のフィンランドとスウェーデンが 2017 年に JEF に参加したことが、英国が当地域にとり如何に肝要であるか示していると言えるだろう。

また、英国との協力関係の維持は、独仏両国のイニシアティブの観点からしても重要である。例えば、英仏関係に関して言えば、対米関係・対口政策などでの相違が指摘されることがあるが³⁷、その相違を超え基本的に安全保障政策の方向性は一致することも多い。2010 年に締結された英仏防衛協力条約はそれを体現するものであり、これに基づいて両国は核施設や合同統合遠征部隊(CJEF)に関する協力を進めてきた³⁸。フランスが EI2 を EU の枠外においたのには、ブレグジット後の英国との柔軟な安全保障協力の枠組みとする意味合いもある³⁹。

その EI2 と JEF にも共通点が多数見受けられる。双方ともに参加国に作戦に対する参加の強制性はなく、迅速な意思決定が可能であり、サポートすべきプラットフォームも柔軟に決定出来る。また、EI2 と JEF の主な想定活動域は異なるものの、英国ほどではな

いがフランスも近年、EFP や EI2 を通じた北欧との関係強化に動いており、JEF とフランスの間には大きな溝はないだろう。そして、英国にとっても、ブレグジット後に「欧州大陸の先にある、幅広い世界での経済的・外交的機会を求め⁴⁰」グローバル・ブリテンを目指すのであれば、EI2 を通じた危機管理における協力でデメリットはない。そのため、英仏の安全保障協力は今後も続いていくと考えるのが自然である。

英独については、両国にとって最重要な関係はあくまで対米、対仏であり、英独関係はその次という現実がある⁴¹。一方で英国は、他国と同様に、近年のドイツの安全保障に対する姿勢を評価するものの、未だに懐疑的でもある。他方でドイツは、ブレグジット後の英国との作戦構想に関する協力枠組みは NATO のみとなるが、EU の実質的盟主としては英国が入らない PESCO も主導しなければならない。

しかし、領域防衛の重要性の向上を鑑みれば、当該分野に関する協力が進展する可能性は十分にある。例えば、英国の JEF とドイツの FNC の第二の柱に関しては NATO の集団防衛に資するという意味での同質性を指摘できる。もし、NATO 加盟国かつ JEF 参加国への侵略が起きた場合には、NATO が第五条を発動して対処にあたるまで JEF の部隊が繋ぎ、その後、後続として FNC の部隊が来援することが想定できるだろう。現に、英独は NATO の EFP を通じてバルト三国に部隊をローテーション配備している主要国でもある。これらはあくまでテクニカルな話であるが、NATO の抑止体制との相性という意味で英独の JEF と FNC の協調は考えられる。

おわりに—今後の焦点

本稿では、英仏独主導のイニシアティブの観点から、欧州安全保障の現状を概観した。そこでは、PESCO を始めとした近年の EU の安全保障政策の機運の高まりとは別の文脈で流れる、各国の方針の一致と齟齬を確認できる。つまり今後の焦点は、EU と NATO に対する各国のイニシアティブの関係性、及びそこに見るブレグジット後の英仏独関係であろう。

例えば、現在の PESCO のプロジェクトでは集団防衛と危機管理の双方に関係するプロジェクトがあるため、FNC も EI2 も、構造的には PESCO に組み込むという主張もある⁴²。しかし、問題は構造上の話ではなく、究極的には各国がその統合に賛同するか否かなのである。

フランスは危機管理の主導的地位を放棄しないだろうし、ドイツは安全保障政策に対する国内的制約から、集団防衛への関与を強調するのが限界だろう。柔軟性と迅速な意思決定、そして英国との関係維持を求めるフランスが EI2 を PESCO に組み込むことは考え難い。ドイツの FNC に関して言えば、PESCO との同質性も確かに指摘出来るが、これはそもそも能力向上構想も含む NATO の枠組みである。そのため、EU の枠組みへの移行は、NATO の盟主であり欧州防衛産業・市場からの排除を懸念する米国に疑念を抱かせるだろうし、EU 離脱方針をとる英国との柔軟な協力も選択肢から外れてしまい、さらに PESCO 自体に懐疑的なフランスとの間にも新たな軋轢を生みかねず、現実的な選択肢にはなり得ないだろう。

つまり、独仏がブレグジット後の英国と、作戦構想における柔軟な協力を維持するという前提がある限りにおいては、EI2 も FNC も PESCO に組み込むので

はなく、英国及び JEF との同質性を活かしながら NATO を通じてアドホックに協調する方が、より現実的な選択肢である。

なお、本稿では主に作戦構想に関するイニシアティブのみを概観したため扱わなかったが、PESCO の能力向上面も、欧州の自律の議論として注目されている。冒頭で記したが、能力向上構想は防衛産業の成長、経済合理性と相互運用性の向上に繋がるため EU 各国の齟齬が少ない。そのため、もし英国がハードブレグジットを選択すれば、欧州の防衛産業・市場へのアクセスに困難を伴うことは確実であり、英国の重要性は著しく下がる。さらに、もしハードブレグジットで英国経済が深刻な打撃を受ければ、国防費の縮小も避けられず、ひいては作戦構想での英国の価値も下がり、英仏独関係が変化する可能性も否定できない。

つまり、今後の欧州安全保障では、欧州の自律を追求するために EU の PESCO の能力向上の進展が見られる可能性はあるが、その能力の運用をめぐる作戦構想では依然として英仏独が NATO や各イニシアティブを通じて調整するものと考えられる。また、今後のブレグジット交渉も、その結果によっては能力向上と作戦の両構想における英国の位置づけに影響するため、安全保障の観点からも注目する必要がある。

¹ 正確に言えば、CSDP の開始は 2009 年のリスボン条約発効によるものである。しかし、CSDP の源流は 1999 年頃から漸次的に整備された欧州安全保障防衛政策 (ESDP) であるため、ここでは CSDP の開始を 1990 年代末と表記する。

² Luis Simón, "Neorealism, Security Cooperation, and Europe's Relative Gains Dilemma," *Security Studies*, Vol. 26, No. 2, 2017, pp. 197-201, 210.

³ Luis Simon, "Europe, the rise of Asia and the future of the transatlantic relationship," *International Affairs*, Vol. 91, No. 5, 2015, pp. 972-975.

⁴ Ellen Hallams and Benjamin Schreer, "Towards a 'post-American' alliance? NATO burden-sharing after Libya," *International Affairs*, Vol. 88, No. 2, 2012, pp. 322-323.

⁵ Lucie Béraud-Sudreau & Bastian Giegerich, "NATO Defence Spending and European Threat Perceptions," *Survival*, Vol. 60, No. 4, 2018, pp. 53-55.

⁶ European External Action Service, *Shared Vision, Common Action: A Stronger Europe A Global Strategy for the European Union's Foreign And Security Policy*, June 2016.

⁷ Nathalie Tocci, "Interview with Nathalie Tocci on the Global Strategy for the European Union's Foreign and Security Policy," *The International Spectator*, Vol. 51, No.3, 2016, p. 3.

⁸ Alice Billon-Galland and Yvonne-Stefania Efstathiou, "Are PESCO projects fit for purpose?" *European Defence Policy Brief*, IISS, February 2019, pp. 2, 10.

⁹ Sven Biscop, "European Defence: Give PESCO a Chance," *Survival*, Vol. 60, No.3, 2018, p. 169.

¹⁰ 枠組み国とは、この場合、欧州の中小国を率いることが出来る規模の主要国のことを指す。2014 年 NATO ウェールズサミットで示された FNC の枠組み国はイタリア、ドイツ、英国となっているため、厳密に言えば JEF もその一つである。しかし、現状では FNC という用語はドイツが主導する枠組みのことを指すことが多く、本稿もその慣例に従う。なお、FNC の邦語訳が未確認のため、「枠組み国家概念」は筆者による訳であることに留意。

¹¹ Håkon Lunde Saxi, "British and German initiatives for defence cooperation: the Joint Expeditionary Force and the Framework Nations Concept," *Defence Studies*, Vol. 17, No. 2, 2017, pp. 180-181.

¹² Robin Allers, "The framework nation: Can Germany lead on security?" *International Affairs* vol. 92, No. 5, 2016, p. 1170.

¹³ Diego A. Ruiz Palmer, "The Framework Nations' Concept and NATO: Game-Changer for a New Strategic Era or Missed Opportunity?" *NATO Research Paper*, No.132, 2016, pp.17-18.

¹⁴ Eva Hagström Frisell and Emma Sjökvist, "Military Cooperation Around Framework Nations: A European Solution to the Problem of Limited Defence Capabilities" *Försvarets forskningsinstitut (FOI)*, 2019, pp. 15-21.

¹⁵ Ranier L. Glatz and Martin Zapfe, “Ambitious Framework Nation: Germany in NATO: Bundeswehr Capability Planning and the “Framework Nations Concept”” *SWP Comments* No. 35, 2017, pp. 4-5.

¹⁶ FNC 参加国は、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、スイスの 21 カ国。

¹⁷ JEF の邦語訳が未確認のため、「統合遠征部隊」は筆者による訳であることに留意。

¹⁸ HM Government, *Securing Britain in an Age of Uncertainty: The Strategic Defence and Security Review*, October 2010, pp. 15-19.

¹⁹ JEF 参加国は英国、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、エストニア、ラトビア、リトアニアの 10 カ国。

²⁰ Håkon Lunde Saxi, “The UK Joint Expeditionary Force (JEF),” *IFS Insights*, May 2018, p. 3.

²¹ HM Government, *National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review 2015*, November 2015.

²² Tormod Heier, “Britain’s Joint Expeditionary Force: A Force of Friends?” in Rob Johnson and Janne Haaland Matlary, eds., *The United Kingdom’s Defence After Brexit: Britain’s Alliances, Coalitions and Partnerships*, Palgrave Macmillan, 2019, p. 205.

²³ Heier, “Britain’s Joint Expeditionary Force,” p. 193.

²⁴ David Reynolds, “Shaping the future: The UK’s Joint Expeditionary Force,” *Jane’s Defence Weekly*, 19 February, 2019.

²⁵ 戦略文化には多様な定義と議論がある。例えば、著名な論者であるスナイダー (Jack Snyder) やグレイ (Colin Gray) の議論の要点を簡潔にまとめるとすれば、戦略文化とは「国民が教育や模倣を通じて共有している国家の歴史的経験や政治的・地理的要因などに対する認識から派生した、パワーに関する思想と行動の様式であり、その国の安全保障政策の形成に影響を与えるもの」と言えるだろう。

Jack Snyder, *The Soviet Strategic Culture: Implications for Limited Nuclear Operations*, R-2154-AF, RAND, 1977, p. v.; Colin Gray, “National Style in Strategy: The American Example,” *International Security*, Vol. 6, No. 2, 1981, p. 22.

²⁶ Ministère des Armées, *Letter of Intent between the defence ministers of Belgium, Denmark, Estonia, France, Germany, the Netherlands, Portugal, Spain, and the United Kingdom concerning the development of the European Intervention Initiative (EI2)*. 25 June, 2018.

²⁷ *Ibid.* p. 2.

²⁸ EI2 参加国は、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン、英国の 10 カ国。

²⁹ Niklas Nováky, “France’s European Intervention Initiative: Towards a Cultural of Burden sharing,” *Policy Brief*, Wilfried Martens Centre for European Studies, October 2018, p. 4.

³⁰ Alice Billon-Galland and Martin Quencez, “Can France and Germany make PESCO work as a process toward EU defense?” *Policy Brief*, The German Marshall Fund of the United States, No.33, p. 2.

³¹ Claudia Major and Christian Mölling, “PESCO: The German Perspective,” *Policy Paper*, Armament Industry European Research Group, February 2019, p. 13.

³² Nováky “France’s European Intervention Initiative,” p. 17.

³³ Christian Mölling and Claudia Major, “Why Joining France’s European Intervention Initiative is the right decision for Germany,” EGMONT The Royal Institute for International Relations, 15 June 2018. <<http://www.egmontinstitute.be/why-joining-frances-european-intervention-initiative-is-the-right-decision-for-germany/>>

³⁴ Nováky, “France’s European Intervention Initiative,” pp. 17-18.

³⁵ Håkon Lunde Saxi, “British and German initiatives for defence cooperation,” p. 186.

³⁶ Riina Kaljurand and Piret Kuusik, “Waiting For Godot? Estonian Perception of Germany in the Security of the Baltic Sea Region” in Andris Sprūds and Elizabete Vizgunova, eds., *Perception of Germany in the Security of the Baltic Sea Region* (Latvian Institute of International Affairs, 2018) p. 65.

³⁷ Benjamin Martill and Monika Sus, “Post-Brexit EU/UK security cooperation: NATO, CSDP+, or ‘French connection?’” *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 20, No. 4, pp. 857-858.

³⁸ Alice Pannier, “The Anglo-French defence partnership after the “Brexit” vote: new incentives and new dilemmas,” *Global Affairs*, Vol. 2, No. 5, 2016, pp. 481-490.

³⁹ Simon W. Duke, “The Competing Logics of EU Security and Defence,” *Survival*, Vol. 61, No. 2, 2019, p. 132.

⁴⁰ Theresa May, “Britain after Brexit: A vision of a Global Britain,” Speech at Conservative Party Conference, 2 October 2016. <<https://www.politicshome.com/news/uk/political-parties/conservative-party/news/79517/read-full-theresa-mays-conservative>>

⁴¹ Håkon Lunde Saxi, “British-German Defence and Security Relations After Brexit: Quo Vadis, ‘Silent Alliance?’” in Rob Johnson and Janne Haaland Matlary, eds., *The United Kingdom’s Defence After Brexit: Britain’s Alliances, Coalitions and Partnerships*, Palgrave Macmillan, 2019, p. 142.

⁴² Biscoe, “European Defence,” pp. 175-176.

プロフィール

profile

地域研究部

米欧ロシア研究室

研究員 田中 亮佑

専門分野：欧州安全保障

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。

NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111 (内線 29171)

FAX：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>